

国土強靱化基本計画の他の国の計画等への反映状況について

資料2

- 国土強靱化基本法において、国土強靱化基本計画は、**国土強靱化に係る他の国の計画等の指針**となるべきものとされている。
- 平成26年6月に国土強靱化基本計画を策定して以降、順次、他の国の計画等に国土強靱化基本計画の内容を反映させている。

(平成27年5月末現在)

基本計画の内容を 反映させた 主な他の国の計画等	名称	決定主体	最終改正等
	都市再生基本方針	閣議決定	平成26年8月
	宇宙基本計画	宇宙戦略本部	平成27年1月
	土砂災害防止対策基本指針	国土交通大臣	平成27年1月
	海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針	農林水産大臣及び 国土交通大臣	平成27年2月
	交通政策基本計画	閣議決定	平成27年2月
	防災基本計画※	中央防災会議	平成27年3月
	首都直下地震緊急対策推進基本計画※	閣議決定	平成27年3月
	食料・農業・農村基本計画	閣議決定	平成27年3月

※「国土強靱化政策大綱」（平成25年12月 国土強靱化推進本部決定）を踏まえて改正等を行い、さらに基本計画策定後に改正

(参考) 「国土強靱化政策大綱」(平成25年12月 国土強靱化推進本部決定)を踏まえて改正等された主な他の国の計画等

南海トラフ地震防災対策推進基本計画	中央防災会議	平成26年3月
政府業務継続計画（首都直下地震対策）	閣議決定	平成26年3月
エネルギー基本計画	閣議決定	平成26年4月

主な反映内容

(注) 国土強靱化基本計画に位置付けられた次の施策以外にも、他の国の計画等に反映させた施策がある。

(1) 国土強靱化基本計画の指針性を明示し、施策内容を反映しているもの

【国土強靱化基本計画】

(指針性)

本計画は、他の国の計画等の指針となるべきもの

(交通・物流)
代替輸送ルートの
早期確保

反映

(防災基本計画)

○ 基本法第11条において、国の計画は、国土強靱化に関する部分は国土強靱化基本計画を基本とするとされている。このため、国、指定公共機関及び地方公共団体は、**国土強靱化に関する部分については、その基本目標（中略）を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。**

○ 国、公共機関及び地方公共団体は、主要な鉄道、道路、港湾、空港、通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等については、**代替路を確保するための道路ネットワークや大都市圏環状道路等の整備、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。**

【国土強靱化基本計画】

(指針性)

本計画は、他の国の計画等の指針となるべきもの

(行政機能)
各府省庁の業務継続
計画の実効性向上

反映

(首都直下地震緊急対策推進基本計画)

○ 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）において、国の計画は、国土強靱化に関する部分は国土強靱化基本計画を基本とされており、本計画も、**国土強靱化に関する部分については、「人命の保護が最大限図られる」等の国土強靱化に関する基本目標を踏まえ、作成しているものである。**

○ **政府全体としての業務継続体制の構築、政府の業務継続のための執行体制の整備及び執務環境の確保を図る。**

(1) 国土強靱化基本計画の指針性を明示し、施策内容を反映しているもの（続き）

【国土強靱化基本計画】

(指針性)

本計画は、他の国の計画等の指針となるべきもの

(交通・物流)

代替輸送ルートの早期確保

反映

(交通政策基本計画)

- 東日本大震災の経験を踏まえ、首都直下地震、南海トラフ地震、集中豪雨等の大規模災害に向けた対策を、「**国土強靱化基本計画**」を基本として他の関連する計画等とも連携し、すみやかに実施する。
- 災害時においても我が国の社会経済活動ができる限り維持されるよう、**代替ルートを確保**するとともに、**輸送モード間の連携を促進**する。

【国土強靱化基本計画】

(指針性)

本計画は、他の国の計画等の指針となるべきもの

(国土保全)

ハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策の実施

反映

(海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針)

- 海岸保全基本計画を作成するに当たって（中略）**国土強靱化に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保**する。
- **津波、高潮対策については、施設の整備によるハード面の対策だけでなく、適切な避難のための迅速な情報伝達等ソフト面の対策も併せて講ずるものとする。**特に、危機管理の観点から、地域と協力した**防災体制の整備や避難地の確保、さらに、土地利用の調整等のソフト面の対策も組み合わせた総合的な対策を行うよう努める。**

(2) 国土強靱化基本計画の施策内容を反映しているもの

【国土強靱化基本計画】

(住宅・都市)
大都市における帰宅
困難者等の安全確保

反映

(都市再生基本方針)

- 東日本大震災をはじめとする災害における経験から得られる教訓をいかした国土強靱化の推進が求められており、今後の我が国における都市再生の実現と併せて都市の防災に関する機能を確保することが重要である。
- 東日本大震災の発生時において首都圏のターミナル駅周辺等に大量の帰宅困難者が発生したことなどにより、大規模災害が発生した場合に滞在者等の安全の確保に係る都市の防災に関する機能の充実を図っていくことが重要である。

【国土強靱化基本計画】

(情報通信)
災害関連情報の地理空間
情報等による多様な収集
手段の確保

反映

(宇宙基本計画)

- 我が国が保有する測位衛星、通信・放送衛星、リモートセンシング衛星等の各種の宇宙システムを活用し、(中略)地震・津波・火山噴火・台風・竜巻・集中豪雨等の大規模災害及び大事故等への対応等に役立てることにより国土強靱化を推進し、我が国の国民生活の向上に貢献する。
- これらの宇宙システムを活用することで、地震・津波・火山噴火・台風・竜巻・集中豪雨等の大規模災害について、災害予防と災害発生後の対応能力を向上させる。

(2) 国土強靱化基本計画の施策内容を反映しているもの（続き）

【国土強靱化基本計画】

(農林水産)
サプライチェーンの
災害対応力強化、
ハード・ソフト対策の組み
合わせ

反映

(食料・農業・農村基本計画)

- 東日本大震災の経験を踏まえ、不測時においても食料のサプライチェーンの機能を維持し、被災地への応急食料の供給や全国的な食料供給の確保を図る。このため、**食品産業事業者の事業継続計画（BCP）策定や、事業者、地方公共団体等の連携・協力体制の構築を促進するとともに、流通拠点の耐震化を進める。**
- 「**国土強靱化基本計画**」等を踏まえ、農業水利施設等の耐震化、洪水被害防止等の対策と、ため池管理体制の構築等による**地域防災力の強化のハード・ソフト対策を適切に組み合わせて推進する。**

【国土強靱化基本計画】

(国土保全)
土砂災害に対する
ハード・ソフト対策を組み
合わせた総合的な対策の
実施

反映

(土砂災害防止対策基本指針)

- 主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（中略）に対しては、早い段階からの情報提供が重要であることから情報伝達体制を定めるものとし、**土砂災害防止施設の整備による安全性の確保**や、要配慮者の円滑な避難のための避難支援体制の充実・強化など、**ソフト・ハード両面の対策を講ずる**必要がある。
- **都道府県等は電子地図の提供等により市町村におけるハザードマップの作成を支援するものとする。**また、都道府県は、各都道府県内におけるハザードマップの作成状況を定期的に国に報告し、国は各都道府県の作成状況を公表するものとする。（中略）市町村が作成した**ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。**

他の国の計画等の改正スケジュール

改正済み（～H27.5末）	平成27年度	平成28年度以降
<ul style="list-style-type: none"> ・ 南海トラフ地震防災対策推進基本計画 ・ 政府業務継続計画（首都直下地震対策） ・ エネルギー基本計画 ・ 都市再生基本方針 ・ 宇宙基本計画 ・ 土砂災害防止対策基本指針 ・ 海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針 ・ 交通政策基本計画 ・ 防災基本計画 ・ 首都直下地震緊急対策推進基本計画 ・ 食料・農業・農村基本計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土形成計画 ・ 国土利用計画（全国計画） ・ 地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画 ・ 住生活基本計画 ・ 科学技術基本計画 ・ 社会資本整備重点計画 ・ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針 ・ 世界最先端IT国家創造宣言 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関の官署及び特殊法人の主たる事務所の移転に関する基本方針 ・ 森林・林業基本計画 ・ 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針 ・ 水産基本計画 ・ 漁港漁場整備長期計画 ・ 地理空間情報活用推進基本計画 ・ 土地改良長期計画 ・ 観光立国推進基本計画 ・ 環境基本計画 ・ 沖縄振興基本方針 ・ 高齢社会対策大綱 ・ 豪雪地帯対策基本計画 ・ 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための基本的な方針 ・ 離島振興基本方針 ・ 教育振興基本計画 ・ 総合物流施策大綱 ・ 事業継続ガイドライン ・ インフラ長寿命化基本計画 ・ 奄美群島振興開発基本方針 ・ 小笠原諸島振興開発基本方針 ・ 森林整備保全事業計画 ・ 健康・医療戦略 ・ 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針

※1 改正スケジュールは現時点の予定であり、今後変更となることがある。 ※2 「改正済み」欄には、新規策定及び国土強靱化政策大綱を踏まえて改正等したものを含む。
 ※3 「平成28年度以降」欄には、改正時期が未定のものを含む。 ※4 最終改正日順